

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年11月1日

【会社名】 株式会社N T T ドコモ

【英訳名】 NTT DOCOMO, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 吉 澤 和 弘

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 (03) 5156-1111

【事務連絡者氏名】 総務部株式担当部長 前 田 秀 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号

【電話番号】 (03) 5156-1111

【事務連絡者氏名】 総務部株式担当部長 前 田 秀 樹

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2017年10月31日

(2) 当該事象の内容

Tata Teleservices Limited(以下「TTSL」)は、非上場のインドの通信事業者です。

当社グループは、2017年9月30日において、TTSLの発行済普通株式(自己株式を除く)の約21.6%を保有しており、持分法を適用しています。

当社は、2009年3月の出資時に、TTSL及びTata Sons Limited(以下「タタ・サンズ」)の三者で締結した株主間協定において、TTSLが2014年3月期において所定の業績指標を達成できなかった場合、当社が保有するTTSL株式(1,248,974,378株、当時の発行済株式の約26.5%に相当)を、取得価格の50%(総額約72,500百万ルピー、約127,600百万円^{※1})または、公正価値のいずれか高い価格で売却できる買い手の仲介などをタタ・サンズに要求する権利(オプション)を得ることとなっていました。当社は2014年5月末に同権利を取得し、2014年7月7日に行使しました。

その後、当社は、タタ・サンズとの間で当社の保有するTTSL全株式の売却に関し協議を重ねましたが、タタ・サンズによる株主間協定に従った義務の履行がなされなかったことから、当該義務の履行を求め、株主間協定に基づき、2015年1月3日にロンドン国際仲裁裁判所に仲裁の申立てを行いました。

当社は、2016年6月23日、ロンドン国際仲裁裁判所より仲裁裁定(以下、「LCIA仲裁裁定」)を受領しました。ロンドン国際仲裁裁判所は、タタ・サンズに株主間協定の義務の不履行があったとの当社の主張を認め、タタ・サンズに対し、当社の保有するTTSL全株式と引き換えに、当社の請求額全額である約1,172百万米ドル(約132,600百万円^{※2})の損害賠償を命じました。

当社は、2016年7月8日、インド・デリー高等裁判所に対しインド国内におけるLCIA仲裁裁定の執行を求める訴えを提起し、2017年2月25日、タタ・サンズと共同で同裁判所に対し、両社の合意内容に従ったLCIA仲裁裁定の執行判決を求める申立てを行いました。この申立てを受け、同裁判所が2017年4月28日に当社とタタ・サンズの申立て内容を認める判決を下しました。

本判決に基づいて、2017年10月31日、当社はタタ・サンズから仲裁裁定金として1,449億円^{※3}を受領しました。

また、当該仲裁裁定金の受領と同時に、当社が保有するTTSL株式の全てを、タタ・サンズ及び同社が指定する会社へ引渡しています。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当事業年度(2017年4月1日～2018年3月31日)の個別財務諸表において、税引前当期純利益が1,449億円増加し、当期純利益が1,824億円増加し、純資産が1,824億円増加する見込みです。

※1 1ルピー=1.76円(2017年10月31日時点)で計算

※2 1米ドル=113.16円(2017年10月31日時点)で計算

※3 仲裁裁定に定める利息等を含む